大分県広域受援計画について

平成31年3月修正（平成28年3月策定）

(1)策定の目的

○南海トラフ地震など大規模災害が発生した時、県外等から応援部隊の派遣や救援物資の輸送を、本県が円滑に受入れ、かつ迅速に被災市町村に送り届けるため、あらかじめタイムラインを設定し、県の活動の基本的事項を明確にすることにより受援体制を構築する。

(2)計画の位置づけ

①大規模災害に備え、広域的な応援部隊や救援物資を円滑に受入れ、被災地に迅速に展開させる体制、手順をあらかじめ定める。
②国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた策定。

(3)前提（被害想定等）

○大分県地震被害想定調査（平成31年3月）結果に基づく南海トラフ地震による被害を想定。
なお、これ以外の大規模災害においても、県災害対策本部の判断により計画の発動を行う。
○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議）に準拠。

(4)計画のポイント

①県の主要な応急対策活動等について、「いつ、誰が」行うか、タイムラインを設定し明確化。
②県広域防災拠点を中核として、各種の救援活動が迅速、効率的に 展開できるよう、必要な事項について盛り込む。
③災害時の道路ネットワーク計画やヘリ活動計画等の関連する各種計画を踏まえた受援体制を構築。

(5)策定体制

大分県防災対策推進委員会

設置承認 →

← 報告

大分県広域受援計画策定委員会

（委員）自衛隊、海上保安部、消防、医療関係者、大分空港事務所、県トラック協会、倉庫協会、石油商業組合、大宣、市町村代表、県関係課、　計３６ 名

ワーキング会議
①救助・救急、消火、②医療、③物資調達、④拠点運営

(6)計画の構成

第1章　広域防災拠点の設置、運用に係る計画
・発災後6時間以内の設置、事業者の協力を得た協働体制の確保 など

第2章　緊急輸送ルート計画

第3章　救助・救急、消火活動等に係る計画
・人命救助のための72時間を考慮した初動期の具体的手順等の明確化 など

第4章　医療活動に係る計画
・災害拠点病院等医療機能の継続・回復、重症患者の広域搬送体制の構築 など

第5章　物資調達・燃料供給に係る計画
・発災直後の物資調達と輸送（プッシュ型、プル型）活動手順、燃料の優先供給体制の構築 など

第6章　ヘリコプターの運用調整に係る計画
・ヘリ運用調整所と応援航空部隊の活動の要領 など

第7章　災害ボランティア活動に係る計画

第8章　自治体派遣職員の受入れに係る計画
・九州・山口各県や全国知事会等から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入体制の整備 など

県の主な応急対策活動のタイムライン（イメージ）

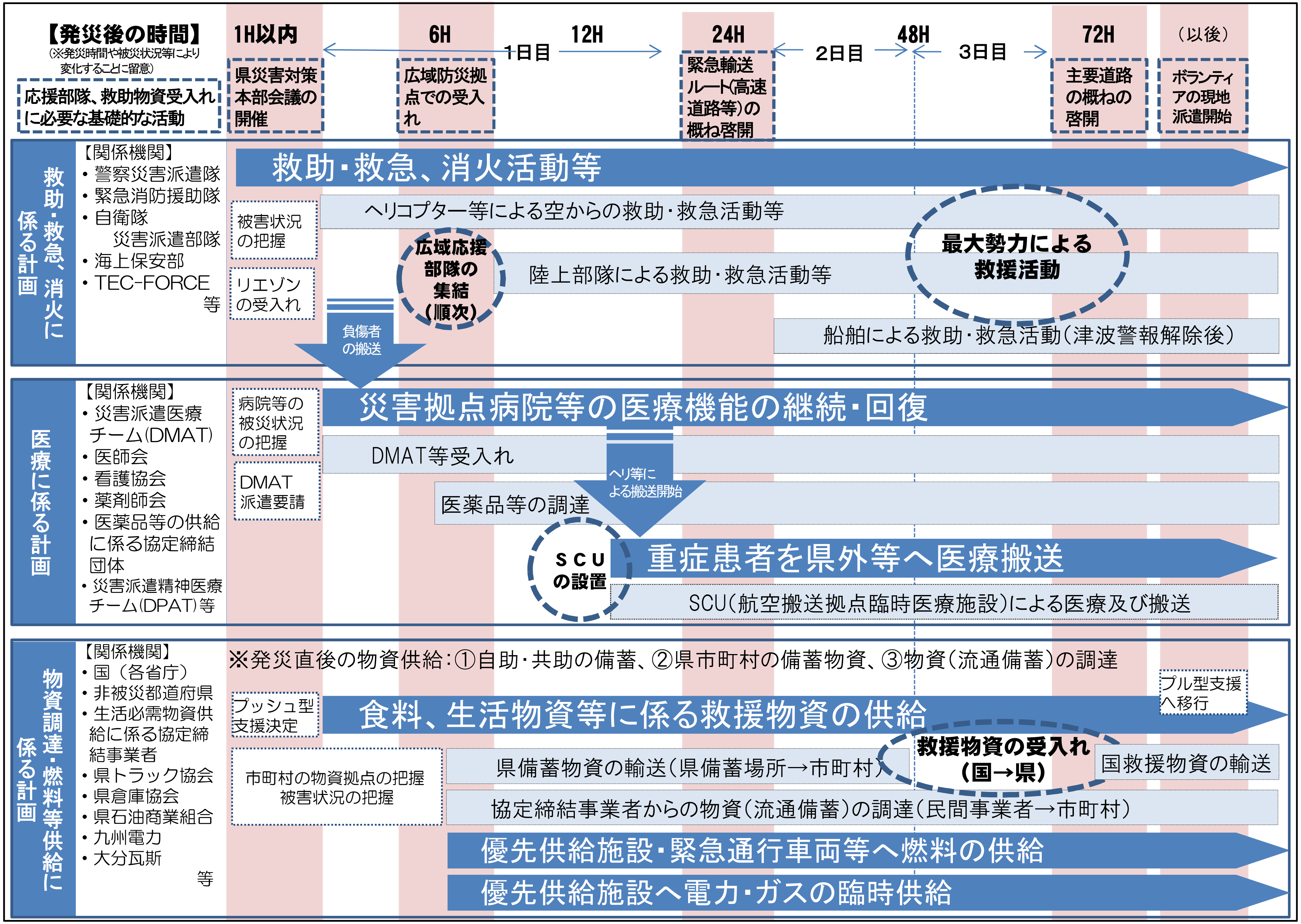

（１）広域防災拠点の設置・運用に係る計画

計画の概要

○大規模災害時に県災害対策本部長の指示により設置、関係対策部で要員派遣
○倉庫業協会等関係事業者、災害ボランティアセンターと協働した運営
○公園利用者等の帰宅困難対策として、県立情報科学高校を一時待避所に活用
○被災地へ効率的に部隊や物資を届けるため、市町村拠点施設と連携

組織等

■配置する機能
①現地調整所　　②応援部隊の進出活動・宿営
③ヘリポート・ＳＣＵ機能　④物資集積・宿営
■活動体制の確立　・・・・・発災後６時間以内
■各機能の配置位置地をあらかじめ指定

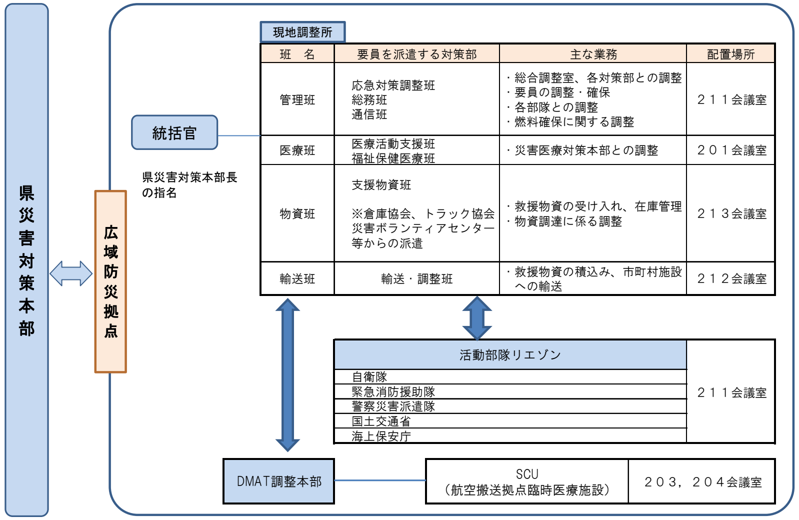

班　名	要員を派遣する対策部	主な業務	配置場所
管理班	応急対策調整班 総務班 通信班	・総合調整室、各対策部との調整 ・要員の調整・確保 ・各部隊との調整 ・燃料確保に関する調整	２１１会議室
医療班	医療活動支援班 福祉保健医療班	・災害医療対策本部との調整	２０１会議室
物資班	支援物資班 ※倉庫協会、トラック協会災害ボランティアセンター等からの派遣	・救援物資の受け入れ、在庫管理 ・物資調達に係る調整	２１３会議室
輸送班	輸送・調整班	・救援物資の積込み、市町村施設への輸送	２１２会議室

活動部隊リエゾン	
自衛隊	２１１会議室
緊急消防援助隊	
警察災害派遣隊	
国土交通省	
海上保安庁	

SCU （航空搬送拠点臨時医療施設）	２０３，２０４会議室

■局地情報提供所の設置等によりヘリの安全運航を確保
■運営に必要なライフライン等を確保

運用の概要

■市町村拠点施設と連携した運用
・地域支援エリア（被災地）と後方支援エリアに拠点施設を設置
・各拠点と連携するとともに広域防災拠点の機能を補完

【物資支援活動】

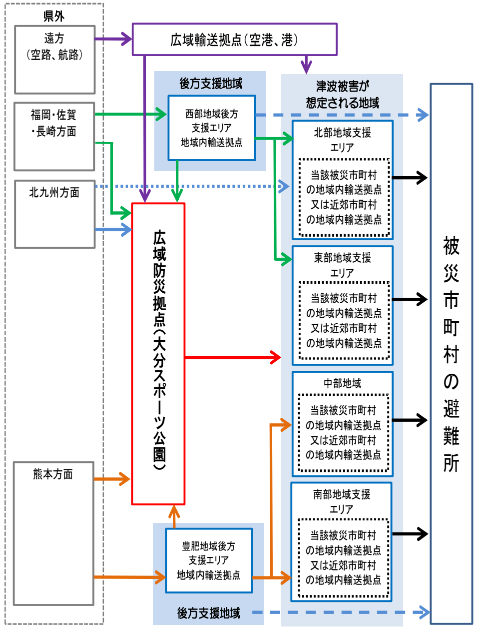

【部隊活動】

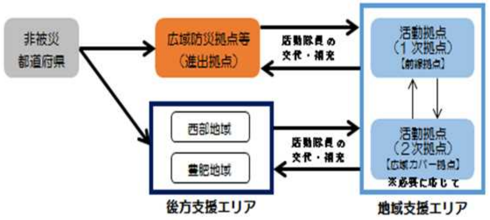

【具体的な選定施設（例：南部）】

エリア	市町村	地域支援エリア		後方支援エリア
		１次拠点	２次拠点	
南部地域支援エリア	臼杵市	旧大分県立臼杵市商業高等学校跡地、野津吉四六ランド	弥生スポーツ公園又は、野津吉四六ランド	三重総合グラウンド、大野総合運動公園
	津久見市	彦ノ内グラウンド、西ノ内グラウンド、第二中学校グラウンド		
	佐伯市	佐伯市総合運動公園、木立グラウンド、弥生スポーツ公園、佐伯市弥生番匠公園、道の駅やよい）、旧昭和中学校グラウンド、床木グラウンド、上切畑グラウンド、尺間グラウンド、小半ふれあい広場、本匠西スポーツ公園、宇目スポーツ公園、宇目振興局（佐伯市庁舎）、道の駅宇目、旧重岡小学校グラウンド、八匹原広場、小野市グラウンド、直川スポーツ公園、直川源六原グラウンド		

（２）救助・救急、消火に係る活動について

活動の概要

〇全国から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣部隊を中心とする応援部隊（「広域応援部隊」）を、人命救助のために重要な７２時間を考慮しつつ、可能な限り早く的確に被災地へ投入する。

〇多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合は、大分県災害対策本部長の指示により、県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、安全運航及び効率的な運用のための調整を行う。

具体的な活動

①各機関への派遣要請・調整の流れ

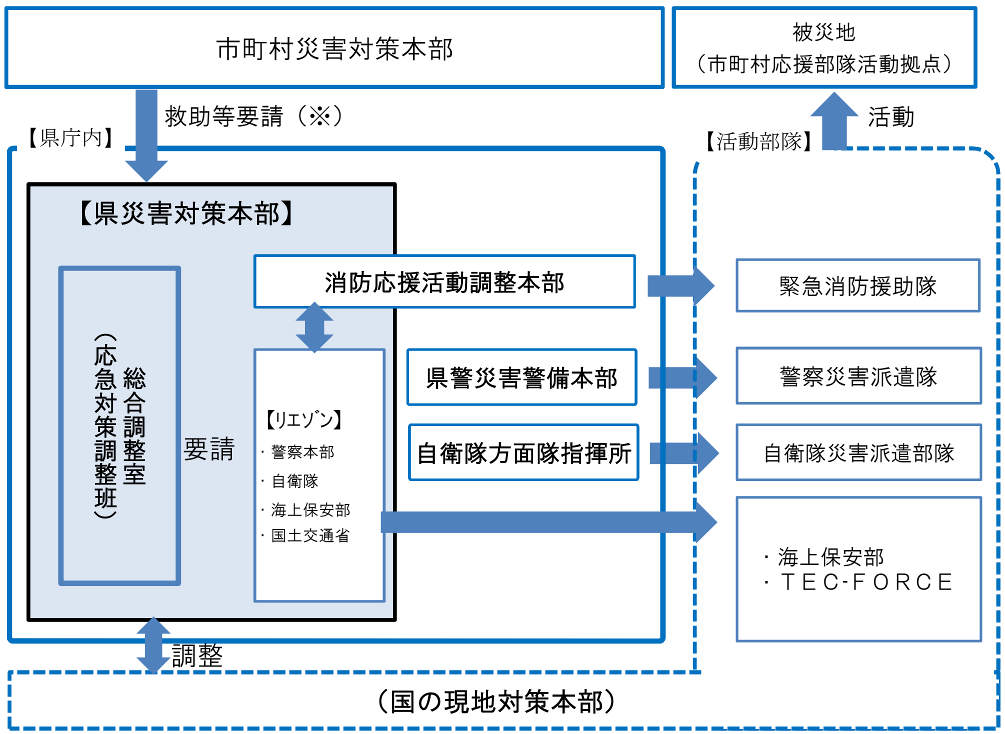

※南海トラフ地震の場合は、要請を待たず各広域応援部隊が直ちに出動する。

②ヘリコプター運用調整

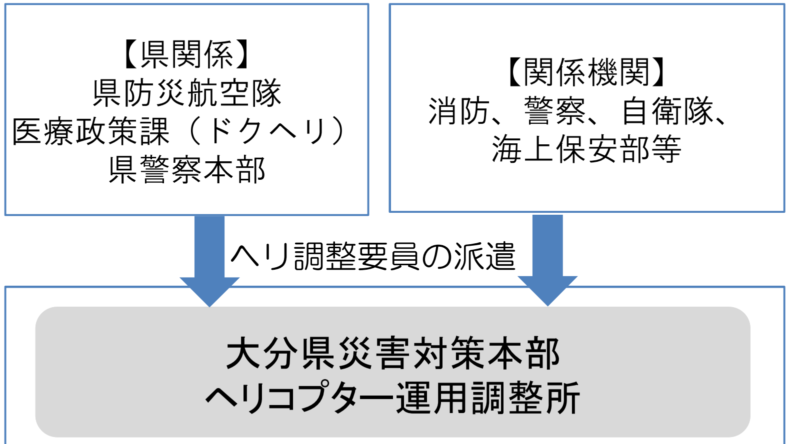

〇災害対策本部とヘリ関係機関との調整
（救助活動の割当、活動拠点の調整等）
〇航空局に対するノータム発出の依頼
〇飛行の安全確保のためのルール確認
・局地情報提供所エリアでの飛行
・救助活動エリアでの飛行
・移動を主目的とした飛行
〇使用無線周波数の確認
〇航空燃料等の調整

（３）医療に係る活動について

活動の概要

○航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を大分空港、広域防災拠点（大分スポーツ公園）、県央空港に設置して、対応が困難な重症患者等をヘリコプター等により、被災地外等の医療機関へ搬送し治療する体制を構築。

○発災時に、医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームの受入れを行い、災害拠点病院等の医療機能の継続・回復を図る。

○医療施設の被災状況や受入れ可能患者数等を把握するため、広域災害救急医療システム（EMIS）を活用。

具体的な活動

①広域医療搬送・地域医療搬送

被災地の重症患者等

搬送（救急車等）

災害拠点病院等

要請

搬送手段の確保（※）

搬送（ヘリコプター、救急車等）

【県】

県災害医療対策本部（DMAT本部）

調整

ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）（大分空港・広域防災拠点・県央空港）

搬送手段の確保（※）

搬送（ヘリコプター、救急車等）

調整

県内外の医療施設等

情報の流れ
重症者等搬送の流れ

※搬送手段の確保
県災害医療対策本部は、ヘリコプター運航調整所（ヘリ）、消防応援活動調整本部（救急車等）を通じて、必要な搬送手段の確保を行う。

②ＤＭＡＴ受入れの流れ

【県】

災害拠点病院等

被災情報の収集（EMIS）

災害医療対策本部（DMAT調整本部）

要請（※）

厚生労働省等

要請

非被災都道府県等

派遣されたDMATに対し、具体的な活動場所、業務等、必要な任務を付与

要請

広域防災拠点

各都道府県DMAT

県が交通手段の確保を調整

緊急災害対策本部が交通手段の確保を調整

情報等の流れ
DMATの動き

※県から要請がない場合でも、緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに厚生労働省DMAT事務局は非被災都道府県に、文部科学省は大学病院に対し、大分県等へのDMAT派遣を要請する。

③医薬品等の供給

原則、災害拠点病院等が直接要請

【県】

・災害拠点病院
・市町村　等

要請

災害医療対策本部

要請

県医薬品卸業協会

調整

医薬品卸売事業者

（県が搬送手段確保）

広域防災拠点

（交通遮断等の場合等）

原則、卸売事業者が災害病院等へ搬送

情報の流れ
医薬品の流れ

（４）物資調達・燃料供給に係る活動について

活動の概要

○県外から物資調達体制が確立する間、自助・共助による物資の確保を原則としつつ、被災等により備蓄が不足する場合、県・市町村の備蓄物資（現物備蓄）や県内の民間事業者が保有する物資（流通備蓄）を調達し供給する。

○発災直後は、必要な物資量など、正確な情報把握に時間を要することから、必要な情報収集に努めつつ、被災市町村からの具体的な情報を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、輸送する。（プッシュ型支援）

○重要施設及び緊急通行車両等の燃料供給は、協定に基づき大分県石油商業組合に対して優先供給を要請する。

図5-1　発災直後の物資調達に関する基本的な考え方（主食、副食、飲料水、毛布について）

原　則	自助・共助による備蓄		
被災等で自助・共助の備蓄が不足する場合	自助・共助による備蓄物資（1/3）	県・市町村の備蓄物資（1/3）	調達物資（流通備蓄）（1/3）

具体的な活動

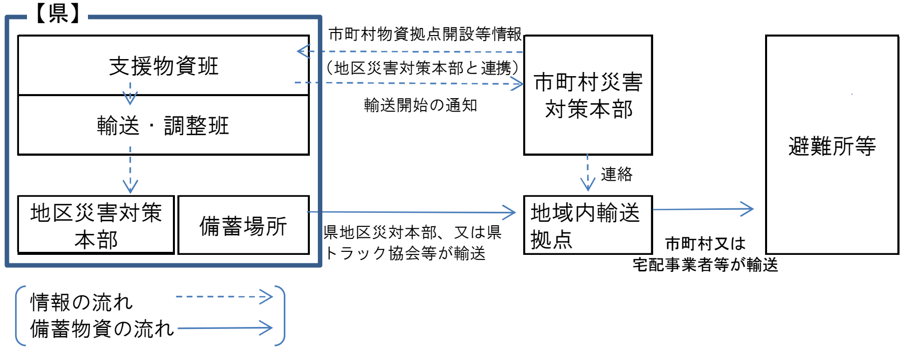
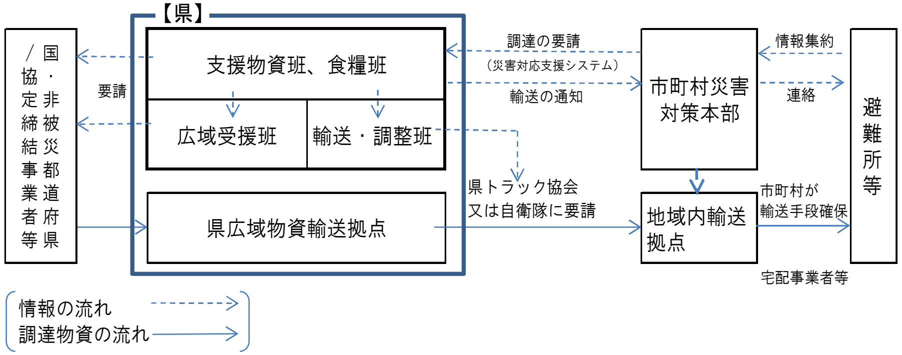
※備蓄場所：県庁（別館）、振興局（総合庁舎）、介護研修センター等
　備蓄品目：アルファ米、おかず（レトルトカレー）、飲料水、毛布、おむつ等